

参加者募集要項

美瑛川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

平成 26 年 9 月 1 日

旭川開発建設部旭川河川事務所

旭川開発建設部旭川河川事務所では、河川敷の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、別紙「公募型樹木等採取試行参加申込書」に必要事項を記入し、期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「公募型樹木等採取試行参加申込書」に必要事項を記入し、9月16日迄に郵送かEメール(PDF形式)で以下の宛先まで応募してください。

応募先

郵 送：〒079-08411 旭川市永山1条21丁目3番21号
旭川開発建設部 旭川河川事務所 計画課維持補修係
Eメール：asahikawakassen@hkd.mlit.go.jp

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当する者でないこと
- ハ) 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 税・採取料・占用料を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間：平成26年10月20日～平成26年11月16日
- ロ) 採取予定場所：美瑛川右岸旭川市緑が丘南5条1丁目付近の高水敷
- ハ) 採取可能面積：約9,000㎡
- ニ) 主な樹種：ヤナギ・ニセアカシアが主体
- ホ) 想定される採取量：直径10～20cm程度の丸太材が100㎡当り1.25m³程度
 - ※ 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。
 - ※ 想定される採取量は実際の採取量と異なります。

4. 樹木等採取者の選定

今回応募いただきました中から、応募資格と樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案して判断します)及び確実性などを総合的に評価し、試行に参加していただく方を選定させていただきます。

選定結果につきましては、9月21日迄に郵送又はEメールで通知させていただきます。

5. その他

- イ) 申込書への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について旭川河川事務所と事前に協議したうえで、許可申請書を提出する必要があります。詳細につきましては選定後に旭川河川事務所から御連絡させていただきます。
- ハ) 採取料については、採取作業工程等により有料となる場合があります。
- ニ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。
- ヘ) 本試行に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

旭川開発建設部 旭川河川事務所 維持補修係

電話：0166-48-2131 (内線 341・342)

Eメール：asahikawakassen@hkd.mlit.go.jp

別添図面

